

# リフォームするなら今がチャンス!!

## 住まい

## の悩み事なら全て信頼と実績の

### 笠間市商工会 会員事業所

### にお任せ下さい!!

笠間市商工会では、地域経済の活性化を目的として笠間市民の皆様が市内建設施工業者で住宅関連工事（リフォーム工事）を行い、その工事代金を支払った場合、住宅は最大10万円（補助率10%）、店舗等は最大20万円（補助率20%）の補助金を助成いたします！詳しくは、商工会ホームページをご覧ください。

#### ★受付期間

平成30年11月1日（木）から予算終了まで  
受付時間：平日8:30～17:15  
※先着順となり予算がなくなり次第終了となります。

#### ★受付場所

笠間市商工会友部事務所（笠間市東平 2-3-3）

#### ★申込方法

・工事着工前に住宅・店舗等リフォーム促進補助事業交付申請書及び添付書類を添えて、笠間市商工会友部事務所へ提出。（郵送での受付は不可）

#### ★補助対象建物

・住宅：申請者が市内に所有し居住している住宅  
・店舗等：市内で営まれている小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業の店舗が対象。（詳しくは商工会へお問い合わせください。）

#### ★補助対象工事

・建物に係る増築、修繕、改修等  
※市内で事業所を有し建設関連事業を営む施工業者が実際に行う10万円以上（税別）の工事が対象。  
※電気設備や通信設備等の購入に伴う設置・取替えのみの工事等は対象外。  
※交付決定前に工事着工が行われた場合は対象外。

#### ★補助金額

<住宅物件>  
・工事費用（税別）の10% 補助金の上限は10万円（千円未満は切り捨て）  
<店舗等>  
・工事費用（税別）の20% 補助金の上限は20万円（千円未満は切り捨て）  
・店舗併用住宅の場合には、工事を行う総面積の住宅にあたる部分の面積により判断します。  
※補助金は同一申請者（世帯）につき1回限りとなります。

#### ★その他

・詳細は、実施要綱又は申請の手引きをご覧ください。  
・申請書の様式等は、商工会窓口（友部事務所）に用意しております。  
また、各々様式は商工会ホームページよりダウンロードもできます。

#### <商工会未加入の事業所の皆様へ>

本事業は市内建設施工業者の工事受注機会の増大を図る目的から、多くの施工業者が工事受注の機会が得られるよう工事受注制限を設けております。（会員6件 / 非会員3件まで）

未加入事業所の方は、この機会に商工会へご加入することをお勧めします。商工会への加入手続きは笠間市商工会各事務所で行っております。



住宅 **最大10万円** 補助率10%  
店舗等 **最大20万円** 補助率20%  
期間限定

#### 補助金申請の流れ

① 工事見積書・工事受注確認書（施工業者発行）  
施工前写真撮影

#### ② 補助金交付申請

<提出書類>  
補助金交付申請書、住民票、市税の納税証明書（未納の無い証明）、工事施工前の写真、建物登記事項証明書、工事見積書、工事受注確認書、同意書を提出。※増築又は改修工事の場合（建築基準法に基づく確認済証）

#### ③ 書類審査

#### ④ 交付決定・通知書発送

#### ⑤ 工事着工

#### ⑥ 工事完了・工事代金支払

施工後写真撮影  
※平成31年2月末日迄に工事完了及び代金支払

#### ⑦ 実績報告書提出

※工事完了後30日以内、または平成31年3月11日（月）迄

<提出書類>  
実績報告書、工事完了報告書、工事施工後の写真、工事代金請求明細書、領収書のコピーを商工会へ提出。

#### ⑧ 書類等審査・交付確定 交付確定通知書発送

#### ⑨ 補助金請求

<提出書類>  
交付請求書、預金通帳（表紙・表紙裏面）の写しを提出

#### ⑩ 補助金支払 支払通知書発送

#### ⑪ 補助金交付（口座振込）

お問合せは

笠間市商工会 友部事務所  
〒309-1705 笠間市東平 2-3-3

TEL.0296-77-0532  
http://www.kasama-shoko.jp



HP